

福島県景観計画

平成21年10月1日 施行

平成23年 4月1日 第2回変更

福島県

目次

第 1	景観計画区域	-----	1
1	景観計画区域		
2	景観形成重点地域		
第 2	良好な景観の形成に関する方針	-----	1
第 3	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	-----	2
1	条例で定める届出行為		
2	届出対象行為等		
3	景観形成基準		
第 4	景観重要建造物の指定の方針	-----	3
第 5	景観重要樹木の指定の方針	-----	3
第 6	屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	-----	3
第 7	景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項	-----	3
第 8	自然公園法の許可の基準	-----	3
図 1	景観形成重点地域	-----	4
別表 1	磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域景観形成方針	-----	7
別表 2	届出対象行為等	-----	10
別表 3	景観計画区域(景観形成重点地域を除く)における景観形成基準	-----	14
別表 4	景観形成重点地域における景観形成基準	-----	18

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項に基づき福島県景観計画（以下「景観計画」という。）を以下のとおり定めます。

第1 景観計画区域（法第8条第2項第1号関係）

1 景観計画区域

景観計画区域は、景観行政団体である市町村（ただし、届出制度を有する景観に関する条例を施行していない市町村の区域を除く。）二本松市及び大玉村の区域を除く県土全域とします。（ただし、会津若松市の区域のうち平成17年3月29日付け福島県告示第291号で変更された磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域（以下「旧重点地域」という。）に含まれる区域を含む。）

2 景観形成重点地域

景観計画区域のうち、旧重点地域から磐梯朝日国立公園磐梯吾妻・猪苗代地域（都市計画区域外の地域に限る。）を除いた区域を磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域（以下「景観形成重点地域」という。）に設定します。（図1のとおり）

第2 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

景観計画区域においては、福島県の景観形成における基本的な考え方に基づいて良好な景観の形成を推進します。

また、景観形成重点地域においては、当該方針に基づくもののほか、磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域景観形成方針（別表1のとおり）に基づいて、よりきめ細かい景観形成施策を重点的に推進します。

なお、磐梯山・猪苗代湖周辺地域は、景観形成重点地域を中心として、周辺と一体となって、良好な景観の保全、創造を図る必要があることから、県、関係市町村及び関係団体等により、法に基づく景観協議会を組織し、景観形成に係るものについて連携・調整を図るものとします。

第3 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

1 条例で定める届出行為

法第16条第1項第1号から第3号に定めるもののほか、同項第4号の規定により条例で定める行為は、次のとおりとします。

- ・土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- ・屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積
- ・木竹の伐採（景観形成重点地域のみ）
- ・水面の埋立て又は干拓

2 届出対象行為等

次の届出対象行為等は、別表2のとおりとします。

- ・法16条第1項に基づく届出が必要となる行為
- ・法16条第7項に基づき届出を除外されることとなる行為の種類及び規模
- ・法17条第1項に基づく特定届出対象行為

3 景観形成基準

(1) 景観計画区域（景観形成重点地域を除く）における景観形成基準（法第8条第3項第2号に規定する規制又は措置の基準をいう。以下同じ。）は、別表3のとおりとします。

(2) 景観形成重点地域における景観形成基準は、別表4のとおりとします。

第4 景観重要建造物の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

第2の良好な景観の形成に関する方針に基づき、次により指定するものとします。

- (1) 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有していると認められるものであること。
- (2) 歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することが望まれる地域において、そのシンボルとなるような建造物などその外観が、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであること。この場合、建造物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- (3) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- (4) 建造物の敷地、建造物周辺の燈籠、敷石、石垣、付属する庭園等が当該建造物と一体となって良好な景観を形成している場合には、それらを含めて対象とすること。

第5 景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第4号関係）

第2の良好な景観の形成に関する方針に基づき、次により指定するものとします。

- (1) 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該樹木の樹容が有していると認められるものであること。
- (2) 地域の景観のシンボルとして親しまれている巨木など、樹木の樹容が、景観計画区域において、良好な景観の形成を推進する上で重要なものであること。この場合、樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- (3) 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

第6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第5号のイ関係）

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、第2の良好な景観の形成に関する方針と調和が保たれるよう必要な制限を行います。

景観形成重点地域については、特に良好な景観の形成を図る必要が高い地域であることから、福島県屋外広告物条例の第1種特別規制地域等に指定するなど、屋外広告物条例との緊密な連携を図り、良好な景観の形成を図っていきます。

第7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

（法第8条第2項第5号の二関係）

市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、福島県の景観形成における基本的な考え方と調和して定めることを要請します。

第8 自然公園法の許可の基準（法第8条第2項第5号ホ関係）

国立公園又は国定公園の区域内における自然公園法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可の基準であって、良好な景観の形成に必要なものは、同法において定めている許可の基準とします。

上記の区域は、次に掲げる 1 及び 2 の区域とする。

- 1 国道 49 号（起点いわき市、終点新潟市）の道路用地の起点から終点に向かって左側（以下「左側」という。）の境界線と県道猪苗代湖南線（起点耶麻郡猪苗代町、終点郡山市湖南町）の道路用地の起点から終点に向かって右側（以下「右側」という。）の境界線との接点を起点として、同起点から国道 49 号の右側の境界線への垂線を北に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、更に北に進み、磐越西線猪苗代湖畔駅への進入通路用地の南側の境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、磐越西線（起点郡山駅、終点新潟駅）の鉄道用地の起点から終点に向かって左側の境界線との接点に至り、同接点から同鉄道用地の起点から終点に向かって右側の境界線への垂線を東に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を北に進み、更に西に進み、長瀬川の河川区域の左岸側の境界線との交点に至り、同境界線を北に進み、更に北西に進み、国道 115 号（起点相馬市、終点耶麻郡猪苗代町）の左側の境界線との交点に至り、同境界線を北に進み、同国道の右側の境界線と国道 459 号（起点新潟市、終点双葉郡浪江町）の左側の境界線との接点から国道 115 号の左側の境界線への垂線との接点に至り、同垂線を西に進み、国道 459 号の左側の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、同国道の右側の境界線と磐梯朝日国立公園（特別地域）区域界（以下「国立公園界」という。）との交点（耶麻郡猪苗代町字堰間上地内）から同国道の左側の境界線への垂線の接点に至り、同垂線を南に進み、国立公園界との交点に至り、国立公園界を南に進み、更に西に進み、更に北に進み、更に西に進み、県道会津若松裏磐梯線（起点会津若松市、終点耶麻郡北塩原村）の左側の境界線との交点に至り、同境界線を南西に進み、県道猪苗代塩川線（起点耶麻郡猪苗代町、終点同郡塩川町）の右側の境界線との接点に至り、同接点から同県道の左側の境界線への垂線を南に進み、同境界線との接点に至り、同境界線を東に進み、県道翁島停車場磐根線（起点翁島停車場、終点県道猪苗代塩川線交点）の左側の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、県道翁島停車場線（起点翁島停車場、終点国道 49 号交点）の左側の境界線との接点に至り、同接点と県道翁島停車場磐根線の右側の境界線と県道翁島停車場線の右側の境界線との接点を結ぶ線を南に進み、県道翁島停車場線の右側の境界線との接点に至り、同境界線を南に進み、国道 49 号の右側の境界線との接点に至り、同境界線を西に進み、日橋川の河川区域の左岸側の境界線との交点（銀の橋）に至り、同交点から同川の河川区域の左岸側の境界線を南に進み、猪苗代湖の河川区域の境界線（以下「猪苗代湖界」という。）との接点に至り、猪苗代湖界を東に進み、更に南に進み、更に東に進み、起点から猪苗代湖界への垂線の接点に至り、同接点から起点に至る線で囲まれた区域（その区域の境界となる線が道路用地及び道路用地の境界線である場合にあってはその境界線から外側 100 m 以内の区域（ただし、国道 49 号の右側の境界線から 30 m を超え 100 m 以内の区域のうち磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除き、猪苗代都市計画区域のうち用途地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）を指定した区域（国道 115 号の右側の境界線の西側及び県道米沢猪苗代線（起点米沢市、終点耶麻郡猪苗代町）の右側の境界線の西側にある同都市計画区域の用途地域にあっては、その境界線から 30 m 以内の区域を除く。）を除く。）を含み、磐越西線の鉄道用地が境界線である場合にあっては同境界線に隣接する国道 49 号の右側の境界線から 100 m 以内の区域を含む。）

2 次に定める道路の区間及びその区間の道路用地の境界線から両側100m以内の区域（猪苗代湖の河川区域に含まれる区域並びに道路用地の境界線から30mを超え100m以内の区域のうち、磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれる区域を除く。）

- (1) 国道49号のうち、中山トンネル出口（耶麻郡猪苗代町大字山潟地内）から同国道の左側の境界線と県道猪苗代湖南線の右側の境界線との接点までの区間及び日橋川の河川区域の左岸側の境界線との交点（銀の橋）から県道会津若松裏磐梯線との接点までの区間
- (2) 国道115号のうち、県道福島吾妻裏磐梯線との接点である国立公園界（耶麻郡猪苗代町大字高森地内）から、同国道の右側の境界線と国道459号の左側の境界線との接点までの区間
- (3) 国道459号のうち、北塩原村と猪苗代町境界から右側の境界線と国立公園界との接点（耶麻郡猪苗代町字堰間上地内）までの区間
- (4) 県道会津若松裏磐梯線のうち、国道49号との接点から県道猪苗代塩川線との接点（耶麻郡磐梯町大字磐梯字山道地内）までの区間
- (5) 県道猪苗代湖南線のうち、国道49号との接点から猪苗代町域界までの区間

別表1 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域景観形成方針

1 景観形成に関する基本的事項

(1) 景観形成の基本目標

磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域（以下、「景観形成重点地域」という。）の美しい景観の保全と創造を図るため、次の3つの基本目標を定める。

ア 山と湖への眺望に配慮した景観づくり

地域のシンボルである磐梯山、猪苗代湖等への眺望の確保を図ることを基本として、主要幹線道路沿道、観光・商業施設集積地等の視点場及びその周辺地域において、眺望に十分に配慮した景観形成を図るものとする。

イ 豊かな緑を守り育てる景観づくり

磐梯山山麓の樹林、猪苗代湖湖岸の湖畔林、集落地の屋敷林等、景観形成重点地域の景観を特徴づける豊かな樹林及び緑地の保全・育成に努めるものとする。

ウ 国際的観光地にふさわしい魅力ある景観づくり

福島県を代表する景勝地として、内外から多くの来訪者があることから、優れた自然景観と調和した、国際的観光地にふさわしい魅力ある景観づくりを進めるものとする。

(2) 景観形成の基本方針

景観形成重点地域においては、(1)の基本目標を踏まえ、次の基本方針により景観形成を図るものとする。

ア 磐梯山の雄大な景観の保全

間近に全景を仰ぎ見ることのできる磐梯山への眺望の確保と保全に配慮した景観形成を図る。特に磐梯山山麓の傾斜地においては、樹林の保全、育成に努めるとともに、磐梯山の優美なスカイラインを損なうことのないよう行為の適切な誘導に努め、優れた自然景観の保全を図る。磐梯町周辺においては、猫魔ヶ岳への眺望の確保と保全にも配慮した良好な景観の形成を図る。

イ 広がりのある猪苗代湖の湖岸景観の保全

猪苗代湖への眺望の確保と保全に配慮するとともに、湖岸線の連続性の保全と湖岸の樹林の保全、育成に努め、広がりのある湖岸景観の保全を図る。

ウ 地域の骨格をつくる良好な沿道景観の形成

幹線道路である国道49号及び国道115号の沿道では、磐梯山、猪苗代湖への眺望に配慮するとともに、沿道の樹木、緑地の保全、周辺の自然景観と調和する町並みづくりによって、良好な景観の形成を図る。

エ 緑豊かな沿道景観の形成

県道会津若松・裏磐梯線及び県道猪苗代・塩川線の沿道では、沿道の樹木、緑地の保全による緑豊かな沿道景観の形成を図る。また、沿道景観を阻害する要素の改善に努めるとともに、背景となる樹林と調和する施設づくりによる景観の形成を図る。

オ 豊かな田園・集落地景観の保全と育成

平野部の田園、集落地では、集落を取巻く屋敷林と農地の保全と育成を図るとともに、そのたたずまいを活かした景観形成を図る。

カ 長瀬川の水辺景観の保全

重要な水辺景観である長瀬川のふちどりを形成している河畔林の保全と育成を図るとともに、河川の自然環境の保全に努める。

キ 国際的観光地にふさわしい景観デザインの推進

志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地では、磐梯山、猫魔ヶ岳、猪苗代湖等への眺望の保全、周辺の樹林との調和に配慮しながら、国際的観光地にふさわしい全体として調和の取れた良質で魅力的な施設づくりによる景観形成を図る。

2 景観形成のための基準の策定に関する事項

景観形成重点地域における景観形成基準の策定に当たっては、地域の優れた自然景観が本区域の景観の骨格をなすという全体の秩序を基本とし、行為地と周辺との関わりに配慮しながら、各行為によって本区域の景観の大きな特色である眺望景観と緑や水辺の景観が損なわれることのないよう配慮するものとする。行為ごとの景観形成基準の基本的な考え方は、次のとおりとする。

(1) 建築物の新築等

磐梯山、猪苗代湖等への眺望を妨げないよう配慮するものとする。また、区域の基調となっている自然景観等を大きく変化させる行為を避けるとともに、樹林及び樹木の保全に配慮した景観形成を図るものとする。特に、磐梯山の山麓の傾斜地は、視対象の一部を構成し、磐梯山全体の眺望にかかわることから、緑豊かな樹木の保全、育成に配慮するものとする。

さらに、観光・商業施設の集積地においては、国際的観光地にふさわしい質の高い景観デザインの展開に努めるものとする。

(2) 開発行為

地域の優れた自然景観を大きく変化させることが予想される場所、又は磐梯山等への眺望を妨げることが予想される場所における開発行為等は、地形の改変と樹林及び樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、行為地の積極的な緑化に努めるものとする。

また、法面及び擁壁の形状、素材等については、周辺の自然景観との調和に十分配慮するものとする。

(3) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

地域の優れた自然景観を大きく変化させることが予想される場所、又は磐梯山等への眺望を妨げることが予想される場所における土地の形質の変更は、できる限り避けるものとする。やむを得ず行う場合は、遮へい等により目立たせない工夫等を行い、周辺の景観に与える違和感を最小限に抑えるよう努めるとともに、行為終了後、速やかに緑化等の修景措置に努めるものとする。

(4) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

できる限り屋外における土石等の堆積は避けるものとする。やむを得ず行う場合は、地域の優れた自然景観を大きく変化させることが予想される場所、又は磐梯山等への眺望を妨げることが予想される場所における堆積は、避けるものとする。

また、堆積地の周囲は、緑化による遮へい等により目立たせない工夫等を行い、周辺の景観に与える圧迫感や違和感を最小限に抑えるよう努めるものとする。

(5) 木竹の伐採

景観形成重点地域の自然景観の基調となっている磐梯山山麓等の樹林をはじめとして、長瀬川の河畔林、猪苗代湖の湖畔林、集落地における屋敷林、区域の目印となっている沿道の樹林及び樹木等の伐採は、できる限り避けて保存を図り、景観形成上の積極的な活用とその育成に努めるものとする。やむを得ず伐採する場合は、景観に与える影響を考慮し、できるだけその規模は必要最小限とするものとする。

3 景観形成を推進するために必要な施策に関する事項

(1) 県による景観形成事業の推進

ア 景観形成に資する公共事業の推進

県は、市町村その他関係行政機関との連携を図り、整合性のとれた景観形成に資する事業を推進するものとする。特に、道路、河川、公園、公共建築物等の公共施設の整備等に当たっては、本方針を踏まえるとともに、公共事業景観形成指針等を遵守し、地域の景観形成の先導的な役割を果たすよう努めるものとする。

また、本地域の優れた景観を眺望できる快適な視点場の整備、地域の景観に配慮した道づくり、地域の目印となっている樹木や歴史的な建築物等の保全、無電柱化等にも積極的に取り組むものとする。

イ 他の制度の活用

磐梯朝日国立公園区域内においては、自然公園法に基づく行為の許可基準及び国立公園管理計画によって行為の規制が行われていることから、今後ともその連携を図りながら景観形成を推進するものとする。猪苗代都市計画区域等においては、都市計画法に基づく景観に関連する制度との連携に努める。

さらに、屋外広告物条例に基づく第一種特別規制地域等の指定や広告景観整備地区の指定など、屋外広告物条例との連携に努めるものとする。

ウ 景観形成に対する支援等

本地域において地域に根ざした景観形成を積極的に推進するため、県は関係市町村における景観形成施策に対する支援及び地域住民、事業者の景観形成に資する取組みに対する支援を行うものとする。

(2) 市町村による景観形成施策の推進

市町村においては、本地域における景観形成の方針等を踏まえた地域的な取組みと、地域住民等への意識啓発を含めた身近できめ細かな景観形成施策の推進が期待される。

特に、猪苗代都市計画区域における猪苗代駅周辺および川桁駅周辺の用途地域においては、本方針を踏まえ、背景となる自然景観と調和したまちなみ景観の形成が望まれる。また、慧日寺周辺においては、地域の歴史的な環境を活かした景観形成が期待される。

(3) 地域住民及び事業者による景観形成の推進

地域住民及び事業者は、景観形成を推進するための担い手として、それぞれの地域における身近な取組みや企業活動を通して地域に根ざした景観形成に取り組むとともに、景観形成住民協定の締結をはじめとする景観形成に資する自主的なルールづくりが望まれる。

別表2 届出対象行為等

第1 届出対象行為

1 景観計画区域(景観形成重点地域を除く)

(1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物の新築又は移転	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超	高さ31m超 又は 延べ面積15,000㎡超
建築物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記に掲げる規模の建築物において、当該行為に係る床面積又は面積の合計が10㎡超 若しくは 当該行為によって上記に掲げる規模となるもの	

(2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模	
工作物の新設又は移転	擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ31m超	
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(に掲げるものを除く。) 煙突、排気塔その他これらに類するもの 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの		高さ13m超
	電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物		高さ20m超
	高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 自動車の駐車用に供する立体的な施設 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 彫像、記念碑その他これらに類するもの		高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
工作物の増築若しくは改築、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	上記 から までに掲げる規模の工作物において、当該行為に係る築造面積又は面積の合計が10㎡超 若しくは 当該行為によって上記に掲げる規模となるもの		

(3) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積3,000㎡超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	

(4) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為(条例で定める行為)

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積3,000㎡超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ3m超 又は 堆積の用に供される土地の面積500㎡超	
水面の埋立て又は干拓	面積3,000㎡超 又は 法面の高さ5m超かつ延長10m超	

2 景観形成重点地域

(1) 法第16条第1項第1号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	床面積の合計10㎡超	高さ13m超 又は 建築面積1,000㎡超
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る部分の面積の合計10㎡超	

(2) 法第16条第1項第2号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	擁壁、垣(生垣を除く。)、さく、塀その他これらに類するもの	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
	鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの(に掲げるものを除く。) 煙突、排気塔その他これらに類するもの 電波塔、物見塔、風車その他これらに類するもの 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路の支持物	
工作物の新設、増築、改築若しくは移転	高架水槽、冷却塔、パラボラアンテナその他これらに類するもの 観覧車、ジェットコースター、メリーゴーラウンドその他これらに類する遊戯施設 コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設 自動車の駐車のために供する立体的な施設 石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵施設 ごみ処理施設、し尿処理施設、汚水処理施設その他これらに類する処理施設 彫像、記念碑その他これらに類するもの	高さ13m超 又は 築造面積1,000㎡超
上記 から までに掲げる工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該行為に係る面積の合計10㎡超	

(3) 法第16条第1項第3号により届出が必要な行為

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
開発行為(都市計画法第4条第12項に規定する開発行為)	面積300㎡超 又は 法面の高さ1.5m超	

(4) 法第16条第1項第4号により届出が必要な行為(条例で定める行為)

届出対象行為	届出を要する規模	事前協議を要する規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積300㎡超 又は 法面の高さ1.5m超	
木竹の伐採	高さ10m超 又は 伐採面積300㎡超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	高さ1.5m超 又は 堆積の用に供される土地の面積100㎡超	
水面の埋立て又は干拓	面積300㎡超 又は 法面の高さ1.5m超	

第2 適用除外とする行為

第1で表に定める届出を要する規模以下の行為のほか、次に掲げる行為については、法第16条第1項の規定による届出をすることを要しない。

1 法第16条第7項第1号に掲げるもの

- (1) 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- (2) 仮設の工作物の建設等
- (3) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - 建築物の建築等
 - 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。)の建設等
 - 木竹の伐採
 - 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積(国土交通省令で定める高さのものを除く。)
 - 特定照明
 - ウ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - 建築物の建築等
 - 高さが1.5メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - 土地の開墾
 - 森林の皆伐
 - 水面の埋立て又は干拓

2 法第16条第7項第2号から第10号までに掲げるもの

- (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (2) 景観重要建造物について、法第22条第1項の規定による許可を受けて行う行為
- (3) 景観計画に法第8条第2項第5号ロに掲げる事項が定められた景観重要公共施設の整備として行う行為
- (4) 景観重要公共施設について、法第8条第2項第5号ハ(1)から(6)までに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (5) 法第55条第2項第1号の区域内の農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。)内において同法第15条の2第1項の許可を受けて行う同項に規定する開発行為
- (6) 国立公園又は国定公園の区域内において、法第8条第2項第5号ホに規定する許可(景観計画にその基準が定められているものに限る。)を受けて行う行為
- (7) 法第61条第1項の景観地区(次号において「景観地区」という。)内で行う建築物の建築等
- (8) 景観計画に定められた工作物の建設等の制限のすべてについて法第72条第2項の景観地区工作物制限条例による制限が定められている場合における当該景観地区内で行う工作物の建設等

- (9) 地区計画等(都市計画法第4条第9項に規定する地区計画等をいう。以下同じ。)の区域(地区整備計画(同法第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。)特定建築物地区整備計画(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第32条第2項第2号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。以下同じ。)防災街区整備地区整備計画(同項第3号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。以下同じ。)沿道地区整備計画(幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和55年法律第34号)第9条第2項第2号に規定する沿道地区整備計画をいう。以下同じ。)又は集落地区整備計画(集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5条第3項に規定する集落地区整備計画をいう。以下同じ。)が定められている区域に限る。)内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築又は増築その他の政令で定める行為

3 法第16条第7項第11号に掲げるもの

(1) 政令で定める行為

- ア 景観計画に定められた開発行為又は政令第21条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第73条第1項又は第75条第2項の規定に基づく条例で政令第22条第3号イ又はロ(政令第24条において準用する場合を含む。)の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
- イ 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第75条第1項の規定に基づく条例で第23条第1項第1号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
- ウ 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項若しくは第125条第1項の許可若しくは同法第81条第1項の届出に係る行為、同法第167条第1項の通知に係る同項第6号の行為若しくは同法第168条第1項の同意に係る同項第1号の行為又は文化財保護法施行令(昭和50年政令第267号)第4条第2項の許可若しくは同条第5項の協議に係る行為
- エ 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第4条又は第5条の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

(2) 条例で定める行為

- ア 法令に基づく許可、認可、認定又は届出に係る行為で、次に掲げるもの
- 自然公園法(昭和32年法律第161号)第10条第3項若しくは第6項(同法第16条第4項で準用する場合を含む。)又は第16条第3項の認可、同法第20条第3項、第21条第3項又は第22条第3項の許可、同法第33条第1項の規定による届出及び同法第39条第3項若しくは第6項(同法第41条第4項で準用する場合を含む。)又は第41条第3項の認定に係る行為
- 文化財保護法第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
- 福島県立自然公園条例(昭和33年福島県条例第23号)第10条第3項又は第6項の認可、同条例第21条第3項の許可、同条例第31条第1項の規定による届出及び同条例第37条第3項又は第6項の認定に係る行為
- 福島県文化財保護条例(昭和45年福島県条例第43号)第11条第1項又は第27条第1項の許可及び同条例第9条第1項(同条例第28条で準用する場合を含む。)、第20条又は第21条第1項の規定による届出に係る行為
- イ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積のうち、当該堆積をする日から起算して90日以内に除却することがあらかじめ確実であるもの
- ウ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- エ 農林漁業を営むために行われる土地の開墾及び森林の皆伐
- オ 専ら自己の居住の用に供する一戸建ての住宅の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

第3 特定届出対象行為

法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、第1の1の(1)及び(2)並びに2の(1)及び(2)の行為とする。

別表3 景観計画区域(景観形成重点地域を除く)における景観形成基準

対象行為	項目	基準
基本事項		<p>ア 届出行為の場所(以下「行為地」という。)及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。</p> <p>イ 届出行為の計画に当たっては、自然公園法(昭和32年法律第161号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策並びに県及び市町村の条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。</p> <p>ウ 届出行為は、地域の景観に著しい影響を与えることから、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。</p>
共通事項		<p>ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる山岳、湖沼、歴史的建造物等への眺望の妨げにならないよう努めること。</p> <p>イ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</p> <p>ウ 行為地内には、できる限り地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。</p> <p>エ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。</p> <p>オ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。</p> <p>カ 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。</p>
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<p>ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>イ 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。</p> <p>ウ 連続する町並み等の壁面線についての規則性がある場合を除いて、道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。</p> <p>エ 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。</p> <p>オ 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。</p> <p>カ 行為地が都市部にある場合は、隣接する優れた景観を有する土地の利用形態と調和するよう、歩行者に開かれたまとまりのある外部空間を創出できる位置とすること。</p>
	規模	<p>ア 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。</p> <p>イ 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。</p>
	形態	<p>ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。</p>

対象行為	項目	基準
<p>(上からの続き)</p> <p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	意匠	<p>ア ベランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとすることなど、建築物全体として秩序ある意匠とすること。</p> <p>イ 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。</p> <p>ウ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。</p> <p>エ 歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。</p> <p>オ 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。</p> <p>カ 建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告及び図画等を表示しないよう努めること。</p> <p>キ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に努めること。</p> <p>ク 道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。</p>
	色彩	<p>ア 外壁、屋根等には、けばけばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。</p> <p>イ 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。</p> <p>ウ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観との調和に努めること。</p>
	素材	<p>ア 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>イ 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。</p> <p>ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。</p> <p>オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。</p>
	敷地の緑化	<p>ア 建築物との調和を図りながら、行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。</p> <p>イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p> <p>ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。</p> <p>エ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。</p> <p>オ 道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。</p>
	その他	<p>ア 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内の高木の植栽に努めること。</p> <p>イ 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。</p> <p>ウ 行為地が都市部にある場合には、道路境界線から後退すること等により生じた空間は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めること。</p> <p>エ 行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努めること。</p>

対象行為	項目	基準
<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転 外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	位置	<p>ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>イ 山頂、丘陵地の頂部等の従来の自然景観を著しく変化させるような位置への配置を避けること。</p> <p>ウ 道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退すること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その景観の保全に配慮した位置とすること。</p> <p>オ 行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。</p>
	規模	<p>ア 周辺の町並みや自然景観と調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節すること。</p> <p>イ 行為地の周辺が樹林地である場合は、できる限り樹冠から突出しない高さとするよう努めること。</p>
	形態	<p>ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。</p> <p>イ 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。</p>
	意匠	<p>ア 工作物全体として秩序ある意匠とすること。</p> <p>イ 単調な大壁面による圧迫感をなくすこと。</p> <p>ウ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。</p> <p>エ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。</p> <p>オ 工作物とそれらに附属する、さく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。</p>
	色彩	<p>ア 工作物の表面には、げばげばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した、低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。</p> <p>イ 工作物の表面の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大にならないよう努めること。</p>
	素材	<p>ア 周辺の町並みや自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>イ 行為地が優れた自然景観の中にある場合は、反射性の高い素材を使用しないこと。</p> <p>ウ 地域の自然素材又は伝統的な素材を使用するよう努めること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。</p> <p>オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。</p>
	敷地の緑化	<p>ア 工作物との調和を図りながら行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。</p> <p>イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p> <p>ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。</p> <p>エ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。</p> <p>オ 道路等の公共空間に面する外壁等の前面については、工作物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう、樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽に努めること。</p>

対象行為	項目	基準
開発行為 水面の埋立て又は干拓	土地の形状	ア 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。 イ 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。
	土地の緑化	ア 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 エ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。
	法面の外観	ア 長大な法(のり)面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。 イ 法(のり)面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 周辺の植生との調和に配慮した法(のり)面の緑化を行うこと。 エ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。こと。 オ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。
	その他	ア 調整池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。 イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	遮へい	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。
	跡地の形状	ア 長大な法(のり)面又は擁壁を生じさせないよう努めること。 イ 法(のり)面は、できる限りゆるやかな勾(こう)配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとする。こと。 エ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。
	跡地の緑化	ア 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
	その他	ア 主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫すること。 イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合はそれらを保全し、修景に積極的に活用すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	ア 集積又は貯蔵は、主要な視点場及び主要な道路からできる限り見えにくい位置とすること。 イ 集積又は貯蔵に当たっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。
	遮へい	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。

別表4 景観形成重点地域における景観形成基準

対象行為	項目	基準
基本事項		<p>ア 行為の場所（以下「行為地」という。）及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を調査し、景観形成の目標及び課題を明確にして、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。</p> <p>イ 行為の計画に当たっては、自然公園法(昭和32年法律第161号)都市計画法(昭和43年法律第100号)等に基づく施策並びに県及び市町村の条例、要綱等に基づく景観形成に関する施策との整合を図ること。</p> <p>ウ 行為の計画に当たっては、地域の景観に与える影響を考慮し、説明会の開催等により周辺住民との合意形成に努めること。</p>
共通事項		<p>ア 行為地を選定するときは、地域の優れた景観を損なうことのないよう、かつ、主要な視点場から地域のシンボルとなる磐梯山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう努めること。</p> <p>イ 行為地が道路に接する場合は、快適な沿道景観が形成されるよう、沿道を緑化するなど修景に努めること。</p> <p>ウ 行為地が集落地及び市街地にある場合は、周辺の自然景観、田園景観及び既存の町並みとの調和に配慮すること。</p> <p>エ 行為地内に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。</p> <p>オ 行為地内には、できる限り磐梯山、猪苗代湖等の地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。</p> <p>カ 設計に当たっては、遠景、中景、近景、近接景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。</p> <p>キ 設計に当たっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。</p> <p>ク 行為地内における景観を損ねている要素の修景に努めるとともに、周辺の景観を損なうこととなる必要以上のデザインを行わないこと。</p> <p>ケ 観光・商業施設については、磐梯山、猪苗代湖等の自然景観と調和するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い景観デザインを行うよう努めること。</p>
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置	<p>ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、建築物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>イ 緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。</p> <p>ウ 磐梯山山麓及び猪苗代湖湖岸においては、磐梯山への眺望及び周辺の樹木の保存を考慮した位置とすること。</p> <p>エ 歴史的建造物等の保存に努め、行為地がそれらの優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。</p> <p>オ 行為地が猪苗代湖に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。</p>
	規模	<p>ア できる限り山の稜線又は樹冠から突出しない高さとするよう努めること。</p> <p>イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない規模とすること。</p> <p>ウ 周辺の自然景観や町並みと調和するよう、建築物の分割等によって規模を調節すること。</p>
	形態	<p>ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。</p> <p>イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない形態とすること。</p> <p>ウ 周辺の建築物の多くが類似した屋根の形状をもった地域にあっては、原則として屋根の形状を調和させること。</p>

対象行為	項目	基準																																									
(上からの続き) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	意匠	<p>ア ペランダ、バルコニー等は、建築物本体と調和したものとするなど、建築物全体としてまとまりのある意匠とすること。</p> <p>イ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとする。</p> <p>ウ 歴史的な建築物の改築又は修繕に当たっては、建築物の材料の一部又は外壁等の意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。</p> <p>エ 設備機器を建築物の屋上又は屋外に設置する場合は、目立たないように遮へいするか、建築物本体と調和したすっきりとしたデザインとすること。</p> <p>オ 建築物の外壁には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。</p> <p>カ 建築物への看板、広告幕及び広告塔の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、建築物及び周辺の自然景観との調和に努めること。</p> <p>キ 道路等の公共空間から見通すことのできる外壁等は、公共性の高い部分として長く親しまれ、品位のある意匠となるよう配慮すること。</p> <p>ク 志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道 49 号並びに国道 115 号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。</p>																																									
	色彩	<p>ア 外壁、屋根等には、けげげばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は次の色彩を標準とし、準基調色は次の色彩を参考とすること。</p> <p>基調色とは、大面積を占め、配色する際のベースとなる色です。準基調色とは、基調色より小さい面積に使え、配色効果を高める色です。</p> <p>基調色</p> <table border="1" data-bbox="639 1093 1189 1339"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">外壁色</td> <td>5YR～2.5Y</td> <td>6～7.5</td> <td>0.5～2</td> </tr> <tr> <td>5YR～10YR</td> <td>4～6</td> <td>0.5～4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根色</td> <td>7.5R～7.5YR</td> <td>2～4</td> <td>0.5～4</td> </tr> <tr> <td>N2～N4</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>準基調色</p> <table border="1" data-bbox="639 1368 1189 1720"> <thead> <tr> <th></th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">外壁色</td> <td>10YR～7.5Y</td> <td>8～9</td> <td>0.5～2</td> </tr> <tr> <td>2.5YR～1Y</td> <td>6～7</td> <td>0.5～4</td> </tr> <tr> <td>5R～7.5YR</td> <td>4～5.5</td> <td>0.5～4</td> </tr> <tr> <td>2.5GY～7.5GY</td> <td>7～9</td> <td>0.5～2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">屋根色</td> <td>7.5R～7.5YR</td> <td>2～4</td> <td>4～5</td> </tr> <tr> <td>10R～7.5YR</td> <td>4～4.5</td> <td>2～4</td> </tr> </tbody> </table> <p>マンセル表色系 (JISZ8721)</p> <p>イ 外壁、屋根等に使用する色数を少なくすること。</p> <p>ウ 地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周囲の色彩と対比的な色彩を使用しないこと。</p> <p>エ 建築物に設置される設備機器及び屋上工作物並びに行為地内の屋外設備、附属工作物等の色彩は、建築物本体及び周辺の自然景観との調和に努めること。</p> <p>オ 志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道 49 号並びに国道 115 号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。</p>		色相	明度	彩度	外壁色	5YR～2.5Y	6～7.5	0.5～2	5YR～10YR	4～6	0.5～4	屋根色	7.5R～7.5YR	2～4	0.5～4	N2～N4				色相	明度	彩度	外壁色	10YR～7.5Y	8～9	0.5～2	2.5YR～1Y	6～7	0.5～4	5R～7.5YR	4～5.5	0.5～4	2.5GY～7.5GY	7～9	0.5～2	屋根色	7.5R～7.5YR	2～4	4～5	10R～7.5YR	4～4.5
	色相	明度	彩度																																								
外壁色	5YR～2.5Y	6～7.5	0.5～2																																								
	5YR～10YR	4～6	0.5～4																																								
屋根色	7.5R～7.5YR	2～4	0.5～4																																								
	N2～N4																																										
	色相	明度	彩度																																								
外壁色	10YR～7.5Y	8～9	0.5～2																																								
	2.5YR～1Y	6～7	0.5～4																																								
	5R～7.5YR	4～5.5	0.5～4																																								
	2.5GY～7.5GY	7～9	0.5～2																																								
屋根色	7.5R～7.5YR	2～4	4～5																																								
	10R～7.5YR	4～4.5	2～4																																								

対象行為	項目	基準
<p>(上からの続き)</p> <p>建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	素材	<p>ア 周辺の自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>イ 反射性の高い素材を使用しないこと。</p> <p>ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。</p> <p>オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないように、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。</p>
	敷地の緑化	<p>ア 磐梯山等の山麓の樹林、猪苗代湖の湖畔林、長瀬川の河畔林、集落地における屋敷林及び沿道の樹林の保全を図ること。</p> <p>イ 周辺の樹林との連続性や建築物との調和を図りながら、行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。</p> <p>ウ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p> <p>エ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。</p> <p>オ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。</p>
	その他	<p>ア 屋外駐車場は、出入口を限定し、生垣等によって安全上支障のない範囲で道路から直接見通せないよう配慮するとともに、場内への樹木の植栽に努めること。</p> <p>イ 屋外照明は、過剰な光が周囲に散乱しないよう光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮すること。</p> <p>ウ 行為地内における電線類は、地中化等の無電柱化に努めること。</p>
<p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	位置	<p>ア 従来の地形の改変を最小限にとどめるとともに、行為地内の優れた樹木、緑地等を保存し、工作物周辺の景観との調和に配慮した位置とすること。</p> <p>イ 緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。</p> <p>ウ 磐梯山山麓及び猪苗代湖湖岸においては磐梯山への眺望及び周辺の樹林の保存を考慮した位置とすること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、景観の保全に配慮した位置とすること。</p> <p>オ 行為地が猪苗代湖に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。</p>
	規模	<p>ア できる限り山の稜線又は樹冠から突出しない高さとするよう努めること。</p> <p>イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない規模とすること。</p> <p>ウ 周辺の自然景観や町並みと調和するよう、工作物の分割等によって規模を調節すること。</p>
	形態	<p>ア 地域の景観の連続性を遮断し、違和感や圧迫感を感じさせるような形態を避けること。</p> <p>イ 国道49号、国道115号等の幹線道路沿道においては、道路から磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならない形態とすること。</p> <p>ウ 工作物を構成する部材数を整理し、すっきりとした形態とすること。</p>

対象行為	項目	基準									
<p>(上からの続き)</p> <p>工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</p>	意匠	<p>ア 工作物全体としてまとまりのある意匠とすること。</p> <p>イ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、伝統的な意匠を継承し、又はこれと調和したものとすること。</p> <p>ウ 歴史的な工作物の改築又は修繕に当たっては、工作物の材料の一部又は意匠の一部を保存し、又は再生することによって歴史的景観の保全に努めること。</p> <p>エ 工作物とそれらに附属するさく等の表面には、施設の名称等を除き必要以上の広告、図画等の表示を行わないこと。</p> <p>オ 広告物を掲出する物件の設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、規模を必要最小限にとどめるとともに、周辺の自然景観との調和に努めること。</p> <p>カ 志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい質の高い意匠とすること。</p>									
	色彩	<p>ア 工作物の表面には、げばげばしい色彩、高彩度の色彩等の不快感を与える色彩を使用せず、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した茶系、黒系等の低彩度の落ち着いた色彩を基調とすること。なお、基調色は次の色彩を参考とすること。</p> <p>基調色</p> <table border="1" data-bbox="639 815 1082 958"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5YR～2.5Y</td> <td>6～7.5</td> <td>0.5～2</td> </tr> <tr> <td>5YR～10YR</td> <td>4～6</td> <td>0.5～4</td> </tr> </tbody> </table> <p>マンセル表色系 (JISZ8721)</p> <p>イ 工作物の表面に使用する色数を少なくすること。</p> <p>ウ 地域の自然素材及び伝統的素材の持つ色彩に配慮し、周囲の色彩と対比的な色彩を使用しないこと。</p> <p>エ 建築物に設置される工作物の色彩は、建築物本体及び周辺の自然景観との調和に努めること。</p> <p>オ 志田浜、三城潟等の観光・商業施設集積地及び国道49号並びに国道115号沿道においては、周辺の自然景観との調和に配慮するとともに、国際的観光地にふさわしい落ち着いた色彩とすること。</p>	色相	明度	彩度	5YR～2.5Y	6～7.5	0.5～2	5YR～10YR	4～6	0.5～4
	色相	明度	彩度								
	5YR～2.5Y	6～7.5	0.5～2								
5YR～10YR	4～6	0.5～4									
素材	<p>ア 周辺の自然景観との調和に配慮した素材を使用すること。</p> <p>イ 反射性の高い素材を使用しないこと。</p> <p>ウ 地域の自然素材又は伝統的素材を使用するよう努めること。</p> <p>エ 行為地が歴史的建造物等に近接する場合は、歴史的建造物等に使用されている伝統的素材又はこれと調和したものを使用するよう努めること。</p> <p>オ 建築後、汚れや破損などによって景観を損なうことがないよう、耐久性、耐候性、退色性、エイジング効果等を考慮した素材を使用すること。</p>										
敷地の緑化	<p>ア 磐梯山等の山麓の樹林、猪苗代湖の湖畔林、長瀬川の河畔林、集落地における屋敷林及び沿道の樹林の保全を図ること。</p> <p>イ 周辺の樹林との連続性や工作物との調和を図りながら行為地内ではできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。</p> <p>ウ 樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p> <p>エ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。</p> <p>オ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。</p> <p>カ 緑化を図ることが可能な空地を確保し、かつ、磐梯山、猫魔ヶ岳、安達太良山、猪苗代湖等への眺望の妨げにならないよう、道路境界線からできる限り後退すること。</p>										

対象行為	項目	基準
開発行為 水面の埋立て又は干拓	土地の形状	ア 地形の改変をできる限り少なくし、従来の地形を生かしたものとすること。 イ 景観形成上支障を生じる土地の不整形な分割又は細分化を行わないこと。
	土地の緑化	ア 行為地内はできる限り緑化し、周囲にさく等を設ける場合は、生垣等とするよう努めること。 イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木又は樹林がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。 ウ 周辺の景観及び植生と調和するよう、できる限り地域に多く生育する植物の中から樹種を選定すること。 エ 高木、中木、低木、地被植物等の構成及び配置を効果的に行うこと。
	法面の外観	ア 長大な法面又は擁壁を生じさせないよう配慮すること。 イ 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 周辺の植生との調和に配慮した法面の緑化を行うこと。 エ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。 オ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。
	その他	ア 調整池の建設、埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等を周辺の景観と調和するよう形態、素材、植栽等を工夫すること。 イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用すること。
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	遮へい	ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。 イ 行為地の周囲への樹木の植栽等によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。
	跡地の形状	ア 長大な法面又は擁壁を生じさせないよう努めること。 イ 法面は、できる限りゆるやかな勾配とし、ラウンディング等によって周辺の起伏と滑らかに連続させること。 ウ 擁壁は、圧迫感のある垂直擁壁を避け、できる限り低いものとすること。 エ 擁壁の表面は、周辺の景観と調和し、素材の特性を生かしたものとするとともにできる限り緑化に努め、描画等を行わないこと。
	跡地の緑化	ア 行為を終了したところから速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。
	その他	ア 主要な視点場及び幹線道路から見える場所での掘採又は採取は、できる限り行わないこと。やむを得ず行う場合は、主要な視点場及び幹線道路から見えにくくなるよう、掘採又は採取の位置及び方法を工夫するとともに、規模を必要最小限にとどめること。 イ 行為地内に優れた景観を形成している樹林、河川等がある場合は、それらを保全し、修景に積極的に活用すること。

対象行為	項目	基準
木竹の伐採	伐採の方法	<p>ア 管理上必要な場合を除き、木竹の伐採は行わないこと。やむを得ず行う場合は、道路境界線から後退した位置とし、択伐等により規模を必要最小限にとどめること。</p> <p>イ 樹姿又は樹勢の優れた樹木又は樹林がある場合は、保存又は移植によって修景に生かすよう努めること。</p>
	跡地の緑化	<p>ア 伐採後の跡地は、植樹等により、植生の回復に努めること。</p>
屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	集積又は貯蔵の方法	<p>ア 主要な視点場及び幹線道路から見える場所での集積又は貯蔵は、できる限り行わないこと。やむを得ず行う場合は、主要な視点場及び幹線道路から見えにくくなるよう、道路境界線から後退した位置とするとともに、規模を必要最小限にとどめること。</p> <p>イ 集積又は貯蔵に当たっては、高さをできる限り低く抑え、整然と行うこと。</p>
	遮へい	<p>ア 行為地外からの出入口は、最小限に限定すること。</p> <p>イ 行為地の周囲への樹木の植栽によって、周囲の道路等からの遮へい措置を講ずること。</p>

